

## ■阿見町南平台特殊基準

|       |  |
|-------|--|
| 対象地区  | 南平台第1地区～第8地区                                       |
| 指定年月日 | 平成16年4月8日(茨城県告示第575号)                              |
| 指定内容  | 【建ぺい率 50%】【容積率 100%】<br>【道路斜線 1.25】【隣地斜線 20m+1.25】 |

## ■阿見町南平台建築協定概要

|       |                     |  |           |
|-------|---------------------|--|-----------|
| 対象地区  | 南平台第1地区～第10地区       |  |           |
| 建築    | 階数                  | 地階を除く階数は2以下とする。  |           |
|       | ※建ぺい率               | 50%  | ※容積率 100% |
| 建築物   | 建築物の用途<br>(建築可能な用途) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・専用住宅</li> <li>・診療所(獣医院は除く)・巡査派出所・公衆電話所・その他公益上必要な建築物</li> <li>・運営委員会が特に認めたもの</li> <li>・兼用住宅<br/>(非住宅部分の床面積が50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満) <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は喫茶店</li> <li>イ. 理髪店・美容院・その他これらに類するサービス業を営む店舗</li> <li>ウ. 学習塾・華道教室・その他これらに類する施設</li> <li>エ. 美術品を制作するアトリエ又は工房で、原動機等の動力を使用しないもの</li> </ul> </li> </ul> |           |
|       | 高さの最高限度             | 1. 建築物の高さは10m以下とし、軒の高さは7m以下とする。<br>2. 建築物の各部分の高さは、次に掲げる数値以下でなければならない。<br>※【道路斜線】前面道路の反対側の境界線までの水平距離×1.25<br>【北側斜線】5m+真北方向の水平距離×1.25  |           |
| 関する事項 | 敷地面積の最低限度           | 170㎡以上   |           |
|       | 壁面の位置の制限            | 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、次の各号に掲げる数値以上でなければならない<br>(1)隣地との境界線までの距離は1.0m以上とする。<br>(2)道路との境界線までの距離は1.0m以上とする。<br>※下記については、例外<br>ア. 自動車車庫の部分<br>イ. 出窓・戸袋・バルコニー・付属建築物の部分<br>ウ. 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3.0m以下である建築物の部分<br>エ. 地階部分   |           |
| その他   | 囲障の制限               | 道路等公共用地に接する部分及び隣地境界線に設ける囲障(門を除く)は原則として生垣とし、生垣以外の場合、1.2m以下の透視可能なフェンスや金属さくその他これらに類するものとしなければならない。  |           |
| その他   |                     | 付属建物(自動車車庫は除く)のうち物置又はこれらに類するものは2.7m以下とし、建築面積は7㎡以下とする。  |           |

※については、特殊基準でも定められている。

### 【問合せ先】

株式会社 相澤建築設計事務所

〒300-1256 つくば市森の里 1169-2 TEL 029-876-0617

# ガーデン・シティ湖南 阿見町南平台建築協定状況

